

長野地区社会保障推進協議会ニュース



長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)

台風19号 被災者支援情報

被災者医療費等免除 3月末まで延長

1月24日、厚生労働省ホームページで、今月末までとされていた被災者医療費等免除の措置が、3月末まで延長となったことが告知されました。長野市は、2月号広報などの等でお知らせしていくとのことです。

以前は避難所が開設されていたため、掲示板等で、情報が伝わっていました。現在は、それぞれの住宅にお住まいですので、こういった情報が被災者のみなさんに届くよう、お知らせの工夫が必要です。それぞれの団体や、個人でも、伝えていきましょう。

令和元年台風第15号又は第19号等の 被災者の皆様へ



保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

- **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方